

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第六〇号）

1 現業職員の平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間における給料月額の変額割合を一〇〇分の三・五から一〇〇分の二に引き下げることとした。（附則第六項関係）

2 この規則は、平成二十三年一月一日から施行することとした。